給食費及諸納費について

保育、教育活動にご理解くださりありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染リスクに備えることから、国と市からの要請があり、令和3年8月31日まで出来る限りご家庭での保育をお願いしています。

諸納費、給食費の取り扱いについて、園の対応を下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 保育料以外の毎月徴収させて頂く金額については、通常通り引き落としさせて頂きます。
- 8月分の給食費(主食費、副食費)の取り扱いについて(2号認定児童) 1ヶ月の登園日数が10日以内であれば利用日数に合わせて、登園1日あたり220円を 実費として徴収し、10日を超える場合は月額の料金とします。

差額があれば後日返金致します。

- 尚、ハンドメイド期間(8/11~8/14)は、日数に含みません。
- *副食費免除の場合 1日あたり40円で計算させていただきます。
- 一号認定児の方の給食費については、年間回数割にしている為、出欠に関係なく全額徴収させていただきます。
- 8月のゆうちょ引き落とし日は8月31日です。